

## 役員及び評議員の報酬等・費用規程

公益財団法人 大阪交通災害遺族会

## 公益財団法人大阪交通災害遺族会役員及び評議員の報酬等・費用規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪交通災害遺族会（以下「この法人」という。）の定款第14条（評議員の報酬等）と第30条（役員報酬等）の規定に基づき、この法人が役員及び評議員に支払う報酬等と費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (対象者と適用範囲)

第3条 この規程は、この法人の役員等を対象者とし、その職務執行に対する報酬等と職務執行のための費用に適用する。

### (報酬等)

第4条 この法人の定款第14条並びに第30条により、この法人の役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、常勤役員棒給表（別表）に基づき報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬額については理事数名による「役員報酬検討委員会」をつくり、そこで原案を作成し、理事会の決議を経て評議員会の決議により決定する。

### (賞与)

第5条 常勤役員に対しては、賞与を支給することができる。

- 2 前項の規定によって賞与を支給する場合における支給額は、この法人の理事会が定める給与規程により算定した額を参考とする。

(旅費)

第6条 役員等がこの法人の業務に関し出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、実費弁済とする。

(報償費)

第7条 役員等がこの法人の理事会又は評議員会に出席した場合や、業務に関する出張又は事業に参加した場合には、当該役員等に対し、報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額は、1日につき2千円とする。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等がこの法人の業務に関し必要とする慶弔費については、当該役員等に対し支給することができる。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議を経て評議員会の決議により改廃する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日（平成26年1月6日）から施行する。

（平成23年7月30日理事会議決）